

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（荷主に関わる措置）」
に対する意見・要望書

社団法人日本ロジスティクスシステム協会
ロジスティクス環境会議 企画運営委員会

本年より京都議定書の第一約束期間が開始し、二酸化炭素を中心とした温室効果ガス排出量6%削減の達成に向け、行政と産業界が協調して取り組むことがより重要となっております。

これと前後し、エネルギー使用の合理化を目的とした標記改正法が2006年4月1日に施行され、新たに「運輸分野」へ適用が拡大されました。

ロジスティクス環境会議では、同法の目的が、二酸化炭素排出量削減とほぼ合致するところもあり、必要な措置として賛同するものであります、荷主企業及び物流企業において、二酸化炭素排出量削減をより効率的・効果的かつ継続的に推進するために、ご留意いただきたい事項を、意見・要望書としてまとめさせていただきましたので、宜しくご配慮の程お願いいたします。

なお、特に下記の項目につきましては、目的実現の為に大きく影響すると考えますので、ご採用のご検討を強くお願いいたします。

1. 定期報告書、計画書の分析結果の公表

運輸分野においては、業種業態を問わず、多くの施策を研究することは、省エネ活動の幅を広げ、結果として二酸化炭素排出削減に寄与するものである。

今回、特定荷主及び特定輸送事業者において作成及び提出が義務付けられている「定期報告書」、「計画書」についても、企業において施策検討の一助となると考えられる。

また、「定期報告書」、「計画書」の作成にあたっては、企業において、エネルギー使用量の算定、集計等で作業負荷等が発生していると考えられることから、それらも踏まえ、「定期報告書」「計画書」の内容を集計・分析した結果を公表することを要望する。

2. 阻害要因等の関係省庁への伝達

企業が省エネ活動を進める上で阻害要因となっている事項を把握し、それらに対策を講じることが行政の役割の一つだと考えられる。そこで、「定期報告書」や「計画書」を通じ、企業側で抱える課題や阻害要因等を収集するとともに、関係省庁への伝達を行い、適切な対策を検討・実施することを要望する。

以上